

京 都 大 学 人 文 科 学 研 究 所 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(附属研究施設)</p> <p>第7条 人文科学研究所に、次に掲げる附属の研究施設を置く。</p> <p>東アジア人文情報学研究センター</p> <p>現代中国研究センター</p> <p>2 附属の研究施設に長を置き、人文科学研究所の専任の教授又は准教授をもって充てる。</p> <p>3 附属の研究施設の長の任期は、<u>2</u>年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の附属の研究施設の長の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 附属の研究施設の長は、当該研究施設の業務をつかさどる。</p> <p>5 附属の研究施設の運営に関し必要な事項は、当該研究施設の長が定める。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(附属研究施設)</p> <p>第7条</p> <p>2</p> <p>3 附属の研究施設の長の任期は、<u>1</u>年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の附属の研究施設の長の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規程の施行の日の前日において附属の研究施設の長の職にある者の任期は、改正後の第7条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>